

健康・医療分野の実施状況等							
規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・健康・医療分野							
①再生医療の推進							
1	細胞培養・加工の外部委託に係る運用ルールの整備	医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、 ・委託をする医療機関が、委託先の企業等が行う細胞培養加工の全てに責任を負うことがないよう、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容について明確化すること ・万が一健康被害が発生した場合に備えて、被害者救済のための補償制度等を整備することなどの運用のルール等を早期に整える。	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	検討中	再生医療等の安全性の確保等に関する法律が、平成25年11月27日に公布(施行日:公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日)され、法の施行に伴い、細胞の培養加工について外部への委託が可能となる。  また、健康被害の補償についても法律において規定しており、今後その詳細について省令で定める予定。	本年、法の施行に向けて、政省令を準備中。
2	合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入	「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、 ・最初の承認申請する時と、市販後(期限内)に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること ・市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないことなど、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	検討中	薬事法等の一部を改正する法律案については、平成25年11月27日に公布され、1年以内に施行される予定となっている。	再生医療等製品の条件・期限付承認後の申請の際に添付される資料は、当該製品の有効性及び安全性が確認されることを説明する上で必要かつ十分なデータの提出を求める予定である。
3	遺伝子治療用医薬品に関する確認申請制度の薬事戦略相談への移行	遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者の間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	「遺伝子治療用医薬品における確認申請制度の廃止について」(平成25年7月1日付け厚生労働省医薬食品局長通知)により、遺伝子治療用医薬品における確認申請制度を廃止し、薬事戦略相談を活用することとしたところであり、措置済みとなっている。	-
4	先進医療の大幅拡大	保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度(仮称)(先進医療ハイウェイ構想)」を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、本年秋をめどにまず抗がん剤から開始する。	本年秋をめどにまず抗がん剤から開始	厚生労働省	措置済	抗がん剤について新たな専門評価体制を創設し、平成25年11月29日から運用を開始した。(独)国立がん研究センターに委託)	「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年1月24日閣議決定)において、先進医療の評価の迅速化・効率化を図る「先進医療ハイウェイ構想」に基づいて、抗がん剤に続き、再生医療、医療機器についても、これら分野の審査に特化した専門評価組織を平成26年度中に立ち上げ、運用を開始することとしている。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	細胞入手の円滑化	倫理面への配慮を前提に、患者(及び家族)の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例(実務的な要件を含む。)とともに、周知する。併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	本年1月に、研究機関に対し細胞の利用に関する医療機関と研究機関との連携例について実態把握のための調査を実施し、調査を踏まえ、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行とともに、周知を図っていくこととした。 また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律において、細胞の培養加工を行う事業者が遵守すべき事項を示し、許可を与えることにより、民間企業が医療機関からの委託事業として、細胞の培養加工を行うことを可能とした。	調査結果を踏まえ、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行とともに、医療機関と研究機関の連携例を周知する予定。また、特定細胞加工物製造事業者の遵守事項等について、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき、省令で定める予定。
②医療機器に係る規制改革の推進							
6	医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し	審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査に当たり、その特性を踏まえ、認証基準についてISO、IECなど国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必要な要件に絞った基準を適用する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	「部位限定X線CT診断装置等」、「常電導磁石式乳房用MR装置等」及び「MR装置用高周波コイル」の認証基準に国際規格である国際電気標準会議(IEC)の規格を追加することについて、パブリックコメントの募集(H25年12月18日からH26年1月17日まで)を行い、この結果を踏まえて本年3月に認証基準の改正を行った。	引き続き左記施策のための検討を進めていく。
7	医療機器に係る認証基準の計画的な策定	高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置	厚生労働省	検討中	・「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)が平成25年11月27日に公布された。現在、施行に向けて、認証基準に新たに定める具体的な移行品目及び基準の内容について検討している。 ・平成26年度予算において、高度管理医療機器認証基準の作成に必要な独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の職員5名分の人件費を計上している。	引き続き具体的な移行品目や認証基準の内容の検討を進めていく。
8	医療機器の開発インセンティブを高める保険制度	医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定に併せて保険医療材料制度の見直しを行い、より革新性の高い医療材料についてのイノベーションの評価を行うために、迅速な保険導入に対する評価の継続、画期的加算や有用性加算を受ける機能区分を新設した製品(10%以上の補正加算を受けたものに限る)を対象とした機能区分の特例、補正加算要件の追加等を行った。また、既存の機能区分に係る細分化等の手当を行った。	引き続き、医療機器の適切な評価の方策について検討していく。
9	医療機器に係る登録認証機関の能力向上	登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与を強化することや、登録認証機関の能力向上のためのプログラムを整備するなど、実質的な審査能力を向上させる方策について検討する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置	厚生労働省	検討中	登録認証機関の指導・監督業務の強化と審査員の力量の向上を図るため、改正法において、登録認証機関の「業務規程」について、厚生労働大臣への届出制から認可制にするとともに、登録認証機関に対する指導・監督業務を、厚生労働省から製品審査や適合性調査の専門性を有するPMDAに委任できるようにした。 また、登録認証機関の審査体制の適正化と認証基準に対する基準適合性審査の考え方などを共有するための研修会の開催を検討している。 以上の対応を行うため、平成26年度予算において、PMDA職員4名分の人件費及び事務経費を計上している。	引き続き左記施策のための検討を進めていく。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
10	中古の高度管理医療機器等の販売等に係る事前通知の合理化	中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、リコール等により不確実な要因を有する場合を除き、それを受ける販売業者等にとって予見可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定要件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	・事前通知制度の効率化については、製造販売業者による中古医療機器に関する指示を受ける販売業者等にとって予見可能な運用を検討した結果、製造販売業者が指示を出すまでの期限(事前通知から1ヶ月以内)の設定等を内容とする通知を平成25年10月18日付で発出した。 ・中古医療機器を最初に販売に供しようとする販売業者及び最終的に医療機関(エンドユーザー)に対して販売しようとする販売業者以外の中間販売事業者については、製販業者に対する事前通知を不要とする方向で検討している。	引き続き、左記の検討を進めていく。
11	電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し	電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく承認や認証において求める電氣的な安全基準及びその適合性確認の手續に関して、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。	平成25年度検討・結論	経済産業省 厚生労働省	措置済	電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく電氣的な安全基準及び適合性確認手續を確認した結果、以下のものについては、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保されていることが確認できたため、電気用品安全法の規制対象から除外する。  高度管理医療機器及び管理医療機器の内、電氣的な安全基準にJIS T0601-1:2012等を適用しているACアダプター(直流電源装置)	平成26年度秋頃 電気用品安全法施行令等の整備
③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備							
12	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	検討中	有識者(学識経験者、消費者の代表及び事業者の代表)で構成される「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を平成25年12月20日に設置し、現在までに3回開催した。	検討会については、月1回程度の頻度で開催し、平成26年の夏頃を目途に検討会の報告書を取りまとめ、その後、これを踏まえ、必要な法令等の改正、制度の周知を行う予定。
13	特定保健用食品制度におけるサプリメント等の形状規制の廃止の周知徹底	現行の特定保健用食品制度において、錠剤、カプセル等形状の食品(サプリメントを含む。)を認めることを改めて明確にするとともに、指導等の内容に齟齬がないよう各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に対して周知徹底を図る。	平成25年度措置	消費者庁	措置済	平成26年3月31日付け消食表第54号にて再周知した。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
14	食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認識される物の範囲の周知徹底	食品表示に関する指導において、薬事法における「無承認無許可医薬品の指導取締り」の対象としない「明らかに食品と認識される物」の範囲を運用上も明確にするため、厚生労働省は、その範囲について周知徹底する。併せて食品表示に関する規制における虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の際に、薬事法における指導取締りとの齟齬がないよう、消費者庁は、各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に上記の「明らかに食品と認識される物」の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について周知徹底する。	平成25年度措置	消費者庁 厚生労働省	未措置	消費者庁では、いわゆる健康食品における景品表示法上の不当表示(優良誤認)及び健康増進法上の虚偽誇大広告に関する考え方や判断基準を明示するため、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項」を作成し、平成25年12月24日に公表した。 また、消費者庁では、いわゆる健康食品の表示に係る不当表示(優良誤認)事案として、平成25年度において3件の措置命令を行った。 なお、「明らかに食品と認識される物」の範囲は、厚生労働省が、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)」を発出しているところ、周知徹底を行うため平成26年3月31日に同通知を再度各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに発出した。	平成26年5月16日、消費者庁は、「『明らかに食品と認識される物』の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について(平成26年5月16日 消表対第244号)」を、各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部局及び各都道府県の消費者行政主管部局に発出した。
15	消費者にわかりやすい表示への見直し	特定保健用食品や栄養機能食品においても、適切な摂取を促すとともに、消費者の選択に資する分かりやすい表示について検討の上、早期に見直しを図る。併せて、表示を行う事業者等が、表示に関するルール(広告等との違いを含む。)を的確に理解でき、適切な表示(及び広告等)がなされるよう、現在、法・制度ごとにあるガイドラインやパンフレット等を、医薬品との判別も含めて、食品表示全般に係るものとして一本化する。	平成25年度検討・結論、平成26年度上期措置	消費者庁 厚生労働省	未措置	特定保健用食品については、適切な摂取を促すための表示等について審査基準の通知に盛り込むこととした。 栄養機能食品については、消費者にとって分かりやすい表示に係る課題整理を行った。	特定保健用食品については、「16. 特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化」にあわせて措置を行う予定。 栄養機能食品については、厚生労働省で策定される次期食事摂取基準等も踏まえ、見直しを行う予定。 これらの措置にあわせて、消費者、事業者双方にとって、表示に関するルールが的確に理解できるよう、必要な措置を行う予定。
16	特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	特定保健用食品の許可申請手続きについて、有効性及び安全性の確認を前提として、審査工程の見直しを行うことで審査の合理化、迅速化を図り、申請企業の負担を軽減する。これに当たり、これまで申請されたものの許可に至らなかった件数(申請者が取り下げたケースも含む。)や、手続きの負担(費用、期間等)がその要因と考えられる事例等を把握し、改善点を明確にし、審査内容、手続きの透明化も含め、見直しに至るまでの具体的な工程表を策定・公表する。	平成25年度上期工程表策定・公表、平成25年度検討・結論、平成26年度措置	消費者庁 厚生労働省 内閣府	未措置	特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知の改正案を作成した。現在、措置に向け、関係する審議会の意見を聴取しているところ。	関係する審議会からの意見も参考にしつつ、速やかに措置を行う予定。
17	栄養機能食品の対象拡大	栄養表示基準や食事摂取基準との整合を図るとともに、海外の事例も参考に、栄養機能を表示できる対象成分を拡大する。	平成25年度検討、26年度結論・措置	消費者庁	検討中	対象成分の追加に係る課題整理を進めている。	厚生労働省で策定される次期食事摂取基準の内容を踏まえ、対象成分を追加する予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
④医療のITC化の推進							
18	一般用医薬品のインターネット販売	一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。ただし、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行う。秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする。	本年秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	一般用医薬品の適切な販売ルール等を整備する「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」(平成25年法律第103号)、「薬事法施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第25号)及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第8号)がそれぞれ平成25年12月13日、平成26年2月5日及び同月10日に公布され、同年6月12日から施行することとなった。また、この改正により、一般用医薬品のインターネット販売が認められることとなる。	平成26年6月12日の施行に向けて、都道府県等や関係団体への周知を図っていく。
19	医療情報の利活用のための工程表の策定	医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高めるために、医療ICT化を本格的に加速化する。地域の医療提供体制の状況等を踏まえた医療機関の機能分化と連携・大規模集約化、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、匿名化された医療データの利活用など、規制、制度改革を含む我が国医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)等と連携して、医療のICT化の全体構想(5年後・10年後)とその実現に必要な工程表を早急に策定する。	平成25年度措置	内閣官房 厚生労働省	措置済	平成26年3月31日に、厚生労働省Webサイトにおいて「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」等を公表した。  (参考) <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042500.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042500.html</a>	-
20	遠隔医療の推進①	対面診療と組み合わせた遠隔診療において、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られたものから、特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料等について診療報酬の算定を認めることを中央社会保険医療協議会において検討する。また、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定について検討を行ったところ、対面診療と組み合わせた遠隔診療の実施施設は増えているものの、現在、調査研究を行っている段階であり、特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定を認めることについては、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、「いわゆる「遠隔診療」を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合について」(平成25年5月13日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化した。	対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
21	遠隔医療の推進②	心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリングによる場合)については、4ヶ月に1度に限り対面診療を行った際に算定することとされているところ、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の頻度、非来院時の指導管理の評価について検討を行ったところ、ペースメーカーの添付文書に数か月毎のフォローアップ(電池の消耗、合併症発現の有無等の確認)が必要であると記載されており、対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、非来院時の指導管理の評価については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料は、非来院時の指導管理の評価も含めて点数が設定されていることを明確化した。	遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。
22	カルテ等の電子化	カルテに貼付け等することとされている各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことを明確化する。	平成25年7月までに措置	厚生労働省	措置済	「診療録に貼付等する書面の電磁的記録による保存について」(平成25年7月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、電磁的記録により保存した書面を、診療録に貼付等された書面とみなして取り扱うことが可能であることを明確化した。	-
23	処方箋の電子化	処方箋の電子化の実現に向けた具体的な工程表を策定する。この際、処方箋の電子化を実現する医療ネットワークの構築に当たっては、社会保障・税番号制度に基づく個人番号カードの普及を踏まえた上で当該カードを最大限に活用するものとする。(特に、医療機関受診の際に複数枚のICカード等を持参する必要がないようにする。)	平成25年度上期に措置	厚生労働省	措置済	平成25年9月30日に、厚生労働省Webサイトにおいて「電子処方箋の実現に向けた工程表」を公表した。  (参考) <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000022903.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000022903.html</a>	-

雇用分野の実施状況等							
規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・雇用分野							
1	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。	平成25年度検討開始、平成26年度措置	厚生労働省	検討中	○平成25年9月から「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会」を設置し、これまで8回開催。多様な正社員制度を導入している企業8社や労使団体からヒアリングを実施し、制度導入のメリット、処遇、転換制度、労働条件明示等を議論。	平成26年年央をメドに、多様な正社員の活用に当たっての雇用管理上の留意点をとりまとめる。なお、今年度、多様な正社員のモデルとなる好事例等を幅広く収集し、雇用管理上の留意点と併せて、周知を図る。
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会等で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会での検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋検討開始、1年を目途に結論、結論を得次第措置	厚生労働省	検討中	○平成25年9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始。 ○10月30日の労働条件分科会において、時間外・休日労働等の実態把握調査の結果を報告。 ○データ分析結果に基づく議論を年内で一巡し、平成26年1月から具体的議論。1月15日は弾力的労働時間制度について、2月3日は割増賃金、長時間労働対策等について議論し、2月25日は、これまでの議論の状況を整理。	議論の状況の整理を踏まえ、平成26年秋に結論を得るべく、4月以降さらに議論を深めていく予定。
3	有料職業紹介事業の規制改革	民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能強化の観点から、利用者の立場に立った有料職業紹介制度の在り方について引き続き問題意識を持ちつつ、当面、求職者からの職業紹介手数料徴収が可能な職業の拡大について検討する。	平成25年度検討開始、平成26年度早期に結論	厚生労働省	検討中	○紹介事業者、求人企業、求職者を対象とした調査や関係者へのヒアリングを行うなど、現状把握を進めているところ。	平成26年度早期に結論を得るべく、引き続き検討を進めていく。
4	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度については、下記の事項を含め、平成25年秋以降、労働政策審議会において議論を開始する。 ①派遣期間の在り方(専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度) ②派遣労働者のキャリアアップ措置 ③派遣労働者の均衡待遇の在り方	平成25年検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	○平成24年10月より、学識経験者からなる研究会を開催し、労働者派遣制度の今後の在り方について検討を行い、平成25年8月20日に報告書を取りまとめた。 ○その後、平成25年8月30日より、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において検討が開始され、平成26年1月29日に報告書がとりまとめられ、同日厚生労働大臣に建議された。 ○当該建議に基づき、労働者派遣法改正法案を作成し、平成26年3月11日に閣議決定され、同日国会に提出されたところ。	-

創業等分野の実施状況等							
規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・創業等分野							
①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出							
1	クラウド・ファンディングの活用	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達(クラウド・ファンディング)の枠組みの整備について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、クラウドファンディングの利用促進について検討が行われ、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①投資型クラウドファンディングを取り扱う業者について参入要件を緩和する。 ②投資者保護のためのルールを整備する。	本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
2	新規上場時の企業情報開示の合理化	新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①新規上場時に提出する有価証券届出書における財務諸表を、過去5事業年度分から過去2事業年度分に軽減する。 ②新規上場後3年間に限り、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択可能とする。	本報告書の提言を踏まえ、必要な制度整備を行う。法改正が必要な事項(②)については、同事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
3	グリーンシート制度の見直し	グリーンシート制度の在り方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等に比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、非上場株式の取引・換金のための枠組みについて検討が行われ、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えるために新たな非上場株式の取引制度を整備することを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。	本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
4	プレ・マーケティング等の概念の整理	諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化について検討が行われ、ガイドラインにおいて勧誘に該当しない行為を明確化することを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。	本報告書の提言を踏まえ、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の改正を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	新規上場時における最低株主数基準などの緩和	新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直しの方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、新興市場における新規上場時の株主数基準について、「円滑な取引に支障が生じない範囲において、より低い水準に下げる余地がある」ことを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。同報告書を踏まえ、東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引所規則の改正が行われ、平成26年3月31日付で、東証マザーズ・JASDAQ及び名証セントレックス市場における新規上場時の株主数基準が300人から200人へと引き下げられた。	-
6	有価証券発行までの期間の短縮等	上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①発行登録書を提出した企業について、有価証券報告書等が提出されたことに係る訂正発行登録書の提出を不要とする。 ②「特に周知性の高い企業」が一定の条件の下に行う有価証券の募集・売出しについては待機期間の撤廃を可能とする。	本報告書の提言を踏まえ、必要な制度整備を行う。法改正が必要な事項(①)については、これを盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
7	虚偽記載等に係る賠償責任の見直し	新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、虚偽記載等を行った上場企業が流通時の投資者に負う金融商品取引法上の損害賠償責任を「無過失責任」から「過失責任」に変更すること等を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。	本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
8	大量保有報告制度の見直し	大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①～⑥を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外する。 ②大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項について、住所における「番地」の記載、「生年月日」の記載を、公衆縦覧の対象から除外する。 ③短期大量譲渡報告の記載事項について、「僅少な株券等の譲渡先」に関する記載を不要とする。 ④変更報告書の同時提出義務を廃止する。 ⑤発行体企業に対する大量保有報告書等の写しの送付義務を不要(EDINETへの掲載をもって代替)とする。 ⑥訂正報告書の公衆縦覧期間の末日を、訂正の基礎である大量保有報告書等の公衆縦覧期間の末日と同一にする。	本報告書の提言を踏まえ、必要な制度整備を行う。法改正が必要な事項(①、③、④、⑤、⑥)については、これを盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ『金融商品取引法等の一部を改正する法律』(平成24年法律第86号)に係る関係政府令等(行為規制に係る部分を除く)を整備したところ(本法と合わせて平成26年3月11日に施行)。	引き続き、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。
10	行為規制の整備	行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行っているところ。	早期に結論が出るよう、引き続き検討を進める。
11	ヘッジ会計指針の明確化	商品先物取引について、ヘッジ会計における実務指針に関する具体的なニーズを調査・把握し、所要の対応を検討する。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	措置済	ヘッジ会計における実務指針について、関係企業からニーズを調査・把握し、企業会計基準委員会に要望を提出した。これを受けて、平成26年3月18日の公益財団法人財務会計基準機構「基準諮問会議」において、企業会計基準委員会において検討を進めることが了承された。	企業会計基準委員会において、要望を受けた具体的な対応が検討される予定。
12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し等	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。また、勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。	平成25年度 措置	農林水産省 経済産業省	検討中	商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正について検討を行った。 ※改正案に関するパブリックコメントを平成26年4月より実施。	パブリックコメント等を踏まえながら、検討を進める。
②インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大							
13	容積率の緩和(特例制度活用事例の調査)	老朽化したマンションや既存不適格マンションの建替えが円滑に進むよう、容積率制限を緩和する特例制度の活用により、老朽化したマンション等の建替えが行われた事例について調査・検証し、その結果を公表する。	平成25年度 措置	国土交通省	措置済	老朽化マンション等の建替えにあたって、総合設計制度を活用して容積率を緩和した10事例について調査・検証を行い、建替えにあたって容積率の緩和によりマンションの戸数を増やすなど区分所有者の費用負担が軽減されたことが、建替えが可能となった要因の1つとなったこと、また、うち2事例では、東京都が導入した「共同住宅建替誘導型総合設計制度」を活用したことでより建替えが容易になったこと等について公表した。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
14	老朽化マンションの建替え等の促進について	老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	法務省 国土交通省	措置済	国土交通省において、耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設や、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えの際の容積率制限の緩和措置を内容とする「マンション建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案」を第186回通常国会へ提出したところ(平成26年2月28日閣議決定)。加えて、国土交通省において、予算措置として、専門家による相談体制等を構築するための予算を平成26年度当初予算に計上したところ。	—
15	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化①(手続期間の短縮)	先進自動車の公道走行試験に係る大臣認定手続の簡素化・迅速化を図ることにより、大臣認定の取得に係る手続期間を概ね6週間とし、その旨を認定要領に記載する。	平成25年度 措置	国土交通省	措置済	平成26年2月12日に「道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領」(平成14年10月25日付け国自審883号)の一部を改正・施行し、大臣認定の取得に係る手続期間を原則6週間とする旨明記した。	—
16	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化②(軽微な変更の事後届出の検討)	一旦、大臣認定を取得した後、車両の一部や試験計画を変更する場合において、変更内容が軽微なものについては、事前承認を要することとせず事後届出とすることについて、事業者の意見も踏まえ検討し、検討結果について関係者に周知する。	平成25年度 措置	国土交通省	措置済	事業者の意見も踏まえ、平成26年2月12日に「道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領」(平成14年10月25日付け国自審883号)の一部を改正・施行し、大臣認定の取得後に軽微な変更を行った場合には、事前承認を要することとせず事後届出で良いとする旨明記し、事業者に周知した。	—
③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備							
17	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)①	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書(平成25年6月5日公表)に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」(3頁)も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度 上期措置	消費者庁	措置済	「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」に、個人情報の匿名化に関する4つの質問及び回答を追加し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。	—
18	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年 上期措置	内閣官房 消費者庁	検討中	パーソナルデータに関する検討会の下に設置された、技術検討ワーキンググループにおいて、平成25年9月から11月にかけて、合理的な匿名化の水準について検討を行った。	技術検討ワーキンググループにおける検討結果を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
19	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	警察庁	検討中	担当部署において検討を開始したが、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえ検討を要するところ、未だ当該ガイドラインが策定されていないことから最終的な結論には達していない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインが策定された後、その内容を踏まえつつ、速やかに所管ガイドラインの改定を行う。
				金融庁	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当庁のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				総務省	検討中	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 平成25年11月より、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、プライバシー等への適切な配慮の下で、電気通信事業者が取り扱う位置情報のビジネス利活用を促進するにあたっての課題と方策について検討しているところ。	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 左記検討会の結果(平成26年度上期)、並びに内閣官房及び消費者庁における合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定結果を踏まえ、当該措置の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインへの明確化について検討を行う。
					未検討	【上記以外のガイドライン等】 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき内閣官房及び消費者庁において策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、当該ガイドラインが未策定の現時点では検討は行っていない。	【上記以外のガイドライン等】 内閣官房及び消費者庁における合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、当該ガイドラインを踏まえ、当省のガイドライン等における合理的な匿名化措置の明確化について検討を行う。
				法務省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について、検討を行う。
				外務省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				財務省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
				文部科学省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				厚生労働省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				農林水産省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				経済産業省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				国土交通省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				環境省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、平成26年上期に内閣官房及び消費者庁が策定することとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討する必要があり、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う予定。
				防衛省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドラインの改訂について検討を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
20	信書便市場の競争促進	郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	総務省	措置済	平成25年10月に情報通信審議会に規制改革実施計画で定められた一般信書便事業の参入要件の明確化等を含む郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について諮問。関係事業者へのヒアリングを行いつつ検討を進め、平成26年3月12日の中間答申において、結論を得たところ。 ＜中間答申の概要＞ ①一般信書便事業の参入要件の明確化 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされている。関係事業者へのヒアリングにおいても、明確化すべき点について具体的な要望は出されなかった。 ②特定信書便事業の業務範囲の在り方 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。 ③その他の郵便・信書便市場の活性化方策 市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者に期待される。	中間答申を踏まえ、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、特定信書便事業の業務範囲の見直しに向けて具体的な検討を進める予定。
21	産業用ロボットに係る規制の見直し	国際規格(ISO規格)を参考として、産業用ロボットと人間との協働作業が可能であることを明確化すべく、以下の内容を関連通知において記載し、周知する。 ※一部(協働作業の条件のうち、力制限の方法)は平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置 ①産業用ロボットのユーザーが、リスクアセスメントに基づく措置等を取り、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険の生ずるおそれが無くなったときには、労働安全衛生規則第150条の4に規定する措置を講ずる必要がないこと。 ②産業用ロボットのメーカー・ユーザーがそれぞれ一定の措置(ISO規格と同等)を講じた場合も、危険を防止するために必要な措置(労働安全衛生規則第150条の4)を講じたものと認められること。	平成25年措置	厚生労働省	措置済	「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正について(平成25年12月24日付け基発1224第2号)」により、施行通達(「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(昭和58年6月28日付け基発第339号)」)を改正し、①及び②の内容を記載するとともに、関係団体等に周知した。 なお、上記改正により、「平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置」としていた、「協働作業の条件のうち、力制限の方法」についても、ISO規格が確定すれば、左記に掲げるリスクアセスメントに基づく措置等が可能となり、自動的に措置されることになる。	-
22	市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し	IP電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出を促進する観点から、OAB-J番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の要否を含め検討を行い、結論を得る。	平成25年検討開始、26年結論、その後措置	総務省	検討中	OAB-J IP電話に対して利用者が求める要件や、最新の技術動向を踏まえた品質要件、安定品質の要件具体化等について検討を行うため、学識経験者や関係団体職員等の参画の下、「OAB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会」を立ち上げ。平成25年12月25日に第1回研究会を開催し、品質要件の在り方に関する総論について主要事業者から発表及び意見交換を実施。平成26年3月25日に第2回研究会を開催し、現行の品質要件に対する主要事業者の見解や見直しに向けた提案についてヒアリングを行ったところ。	第2回「OAB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会」における事業者からのヒアリング結果をとりまとめ、OAB-J IP電話の品質要件についての論点を整理。次回以降の研究会において、論点をともに品質要件の見直し方針について議論を行い、平成26年中に結論を得た上で、必要な措置を講じる。
23	化学物質審査制度の見直し①(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)	少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠(10トン)との関係を検討しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。 現在、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、所要の手続を定めるため、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第39条第1項に基づき意見公募を実施している。本制度改正については、平成26年5月公布、同年10月施行予定。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
24	化学物質審査制度の見直し②(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)	事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。</p> <p>現在、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、所要の手続を定めるため、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第39条第1項に基づき意見公募を実施している。本制度改正については、平成26年5月公布、同年10月施行予定。</p>	-
25	化学物質審査制度の見直し③(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)	安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度の在り方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。</p> <p>現在、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、所要の手続を定めるため、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第39条第1項に基づき意見公募を実施している。本制度改正については、平成26年5月公布、同年10月施行予定。</p> <p>また、以下の個別の課題を検討し、順次結論を得て実施した。①微量の副生新規化学物質についての取扱いを合理化するため、新規化学物質の届出に関する事業者向けマニュアルを改正し、実用的な製法で分離が困難であれば混合物として届け出ることが可能であることを明確化した。②生物蓄積性の類推等による判定の運用ルール案を作成・公表し、届出された新規化学物質について、構造が類似し生物蓄積性が低い既知の化学物質がある場合にはQSAR(定量的構造活性相関)の推計結果等から高蓄積性でないと判定できる仕組みなどを導入した。③事業者による重複試験を削減する観点から公示済みの新規化学物質等の判定結果を順次公表することとした。</p>	-
26	輸出通関申告官署の自由化	通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論 (平成29年度まで順次実施)	財務省	措置済	<p>財務省関税局において、広く関係先の意見を聞きつつ、平成29年度のNACCS更改時における通関手続の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みを踏まえて、輸出申告について一元的にNACCSに申告することを可能とするための施策について検討を行った。これに加え、輸入申告についても申告官署の自由化について検討を行い、以下を基本的な方向性とする事とした。</p> <p>①平成29年度までに、AEO輸出者に係る輸出申告については、申告官署を自由化する(NACCSにより全国いずれかの税関官署に申告することによって通関が可能となる。)</p> <p>②平成29年度までに、AEO輸入者に係る輸入申告及びAEO通関業者が取り扱う輸出入申告についても、申告官署を自由化する(NACCSにより全国いずれかの税関官署に申告することによって通関が可能となる。)</p> <p>③上記①及び②と併せて、通関業者の営業区域制限を廃止する。</p>	申告官署の自由化については、通関手続におけるIT利用推進に係る別添の工程表を踏まえつつ、平成29年度までに実施する。
④その他							
27	短期ビザの発給要件の緩和	今後訪日旅行の高い伸びが見込まれるASEAN諸国からの観光客の査証発給要件について、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。	平成25年夏 までに措置	外務省	措置済	<p>平成25年7月1日より、タイ及びマレーシア国民に対し短期滞在ビザ免除の開始及び再開、ベトナム及びフィリピン国民に対し短期滞在数次ビザ発給の開始、インドネシア国民に対し短期滞在数次ビザ滞在期間の延長(15日から最長30日)を実施した。</p> <p>また、平成25年11月18日より、カンボジア及びラオス国民に対し短期滞在数次ビザの発給を開始、平成26年1月15日よりミャンマー国民に対し短期滞在数次ビザの発給を開始した。</p>	-